

食安監発 1 1 1 4 第 2 号

平成 2 5 年 1 1 月 1 4 日

各 検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課長

(公 印 省 略)

食品衛生法第 9 条第 2 項に基づく衛生証明書の取扱いについて

標記については、平成 1 2 年 1 2 月 2 6 日付け衛乳第 2 6 3 号により取り扱っているところですが、シンガポールにおける食肉及び食鳥肉処理に係る規制等の評価を行った結果、当該通知を下記のとおり改めることとしたので、御了知の上、関係営業者への指導方よろしく申し上げます。

記

- 1 記の 1 中「サンマリノ（イタリアでと畜処理された豚を原料とした製品に限る）」の次に「、シンガポール（豚肉、鶏肉及びあひる肉に限る）」を加える。
- 2 記の 2（1）を削除し、「次のいずれかの場合」を「在京大使館又は本国政府より発行され、規則第 2 条の 3 第 7 号に係る事項を記載した追加証明書が提示された場合」とする。